

# 奈良工業高等専門学校学業成績評価，進級及び卒業の認定に関する規則

昭和46年 4月 1日 制定

令和 4年 1月13日 改正

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校における試験，学業成績の評価，進級及び卒業の認定等については，この規則の定めるところによる。

(試験)

第2条 定期試験は，学期末に実施する。

2 必要のある科目については，中間試験を実施する。

3 前2項のほか，校長が必要と認めたときは，追試験を実施することができる。

第3条 平素の学業成績で評価し得る科目については，試験の全部又はその一部を実施しないことができる。

(追試験)

第4条 定期試験又は中間試験に欠席した場合，学生は追試験受験願を提出し，校長がやむを得ないと認めるときは，受験することができる。

2 追試験を実施する場合，教務主事は当該科目の担当教員及び学級担任と協議のうえ校長の承認を受けて試験日等を定めるものとする。

3 追試験は，原則として当該学期内に行うものとする。

(試験の成績の評価)

第5条 試験の成績は，その試験の結果に基づき100点法により評価する。

(学年成績の評価及び評定)

第6条 学年成績は，その年度における試験の成績及び平素の成績等の平常点を総合して，100点法により評価し，次の評語により評定する。

評点	100～80	79～65	64～60	59～0
評語	優	良	可	不可

2 不可の評定については，次の区分により取扱う。

評点	59～40	不可(A)
	39～0	不可(B)

3 卒業研究及び学外実習は，評語のみで評定する。

4 学年成績の指導要録への記載は，評点によるものとする。ただし，学年成績を部外に通知する必要があるときは，原則として評語によるものとする。

5 学生の教育及び指導上，各学級の席次を必要とする場合は，前期末及び学年末において，当該学年全履修科目の平均点の高点の順位をもって席次とする。ただし，評価を欠く科目の評点は零点とし，未修得の科目についてはその得点も含めて，平均点を求めるものとする。

(故意に試験に欠席した場合等の成績)

第7条 故意に試験に欠席したと認められた者又は懲戒処分のため試験を受けることができなかった者の当該科目の試験の成績は，零点とする。

(不正行為をした場合の成績)

第8条 定期試験を受験中に不正行為を行った者は、その時間以降の受験を停止させ、当該試験の全科目の成績を零点とする。

(不合格の科目)

第9条 学年成績の評定が不可の科目又は欠席時数が年間授業時数(1単位当り30時間)の3分の1を超える科目は原則として不合格とする。

(進級又は卒業の認定)

第10条 進級又は卒業を認定しようとするときは、教務委員会委員長は認定資料を運営会議に提出しなければならない。

2 運営会議は、前項の認定資料により報告を受け、校長は、これに基づき教職員会議の議を経て認定の可否を決定するものとする。

3 前項により認定する場合、次の各号の一に該当する者は、原則として進級又は卒業を認めない。  
なお、総平均点は、進級又は卒業要件に係らない未履修又は未修得の選択科目を除いた当該学年の全科目により算出し、小数第1位を四捨五入した整数とする。

一 不合格の科目がある者

二 学年成績の総平均点が60点未満の者

三 欠席日数が年間授業日数の3分の1を超える者

四 特別教育活動の履習状況が著しく悪い者

4 前項第一号に該当する第2学年までの者で、不合格科目の全てが第6条第2項に規定する不可(A)である場合は進級を認めることができる。

5 第3項第一号に該当する第3学年以上の者で、不合格科目の全てが第6条第2項に規定する不可(A)であり、その累積が5科目10単位以内である場合は進級を認めることができる。

6 第3項第二号における学年成績の総平均点について、学則第16条ただし書きに該当する学生においては、当該学年成績の総平均点に係る科目と再履修を免除された科目の学業成績を総合した平均点に読み替えることとする。

(再試験)

第11条 前条第4項及び第5項の規定により、進級を認められた者の不可(A)の科目及び第5学年にあつては5科目以内かつ10単位以下の不可(A)の科目について再試験を行うことができる。

2 再試験は、第1学年から第4学年までは原則として次年度10月末までに、第5学年にあつては当該学年末までに行うものとする。

(留年)

第12条 進級を認定されない者は、原学年にとどまり、当該学年に係る所定の授業科目を再履修して評価を受けなければならない。ただし、特別に許可された科目については単位の修得が認められ、再履修を免除されることがある。

2 原学年にとどまることにより在学年限内に卒業できる見込みがない者は、学則第56条第二号に該当するものとして、原則、退学させる。

(雑則)

第13条 この規則の実施に必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、昭和46年4月1日から実施する。

附 則

- 1 この規則は、昭和52年4月1日から施行する。
- 2 昭和52年3月31日に在学する者については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、昭和56年12月24日から施行し、昭和56年4月1日から適用する。

附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和59年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 平成12年度の第2学年以上については、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年2月1日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成28年2月10日一部改正）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年7月6日一部改正）

この規則は、平成29年7月6日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則（平成30年1月11日一部改正）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月5日一部改正）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年1月13日一部改正）

この規則は、令和4年4月1日から施行する。